

飯山市きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産資材価格高騰の影響を受けるきのこ生産者の負担を軽減し、経営の持続化を図ることを目的に、市が予算の範囲内においてきのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 飯山市内に住所を有する者（法人又は団体にあっては、本店又は主たる事務所を市内に有する者）であって、市内できのこを生産・出荷する者
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 次年度以降も営農を継続する意欲を有する者

(対象品目)

第3条 本事業の対象品目は、菌床きのことする。

(交付対象期間)

第4条 本事業の交付対象は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの出荷数量とする。

(交付単価の算出)

第5条 交付単価は、出荷数量1kgあたり6円を上限とし、申請書が提出された後、予算の範囲内で決定するものとする。

(交付額の算出方法)

第6条 第4条に規定する交付対象期間内におけるきのこの出荷数量に前条に規定する交付単価を乗じて算出する。

2 計算により生じた端数は、千円未満を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、飯山市きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金交付申請書（様式第1号）に交付対象期間内の出荷実績が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条による申請を受理した場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、飯山市きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の決定を通知するものとする。

(交付の中止)

第9条 交付対象者は、交付金の交付の決定を受けた当該事業を中止する場合は、飯山市きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付金の交付の決定を受けたときは、交付金の交付の決定を取り消すものとする。

(実績報告及び交付請求)

第11条 交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに飯山市きのこ生産資材等価格高騰緊急対策事業交付金実績報告書兼請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 振込先の振込口座通帳の写し（口座名義、口座番号等がわかるページの写し）

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年2月13日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。